

# 経済建設文教常任委員会会議録

【開会】	2
【陳情第24号】県立高等学校入学選抜で再募集実施を求める意見書採択・提出にかかわる 陳情	2
【陳情第25号】「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する 陳情	4
【閉会中の継続審査の申出】	5
【委員長報告】	6
【閉会】	6

## 1 日 時

平成29年6月14日(水) 午前9時57分(開会)～午後1時40分(閉会)

## 2 場 所 第2委員会室

## 3 出席委員(8名)

委員長 伊藤幹夫

副委員長 小林勇治

委員 高瀬由子、櫻井恵二、宮本妙子

今井勝巳、大島文男、大貫雄二

## 4 欠席委員 なし

## 5 説明員(14名)

### (1) 建設課(1人)

①建設課長 塚原延欣

### (2) 都市整備課(1人)

①都市整備課長 和田理男

### (3) 農林課(2人)

①農林課長 小野寺良夫 ②地籍調査班長 黒田禎

### (2) 商工観光課(1人)

①商工観光課長 山口武

### (4) 教育総務課(1人)

①教育総務課長 高沢いづみ

### (5) 生涯学習課(5人)

①生涯学習課長 大谷津敏美智 ②スポーツ推進班長 斎藤正樹

③矢板公民館長 田城博子      ④泉公民館長 塚原明

⑤片岡公民館長 塚原由

(6) 農業委員会事務局 (1人)

①事務局長 村上治良

(7) 上下水道事務所 (2人)

①上下水道事務所長兼水道課長 津久井保      ②下水道課長 石川節夫

6 欠席説明員 なし

7 担当書記 藤田 敬久

8 付議事件

陳情第24号 県立高等学校入学選抜で再募集実施を求める意見書採択・提出にかかわる陳情

陳情第25号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する陳情

9 会議の経過及び結果

【開会】

○委員長 (伊藤幹夫) ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているので会議は成立している。ただいまから経済建設文教常任委員会を開会する。 (9:57)

○委員長 この際、議事に入る前に直ちに別紙日程により現地調査を行いたいと思うが、異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認め、現地調査のため暫時休憩する。 (9:57)

(休憩)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を開く。 (13:04)

○委員長 これより議事に入る。本委員会に付託された案件は、

【陳情第24号】 県立高等学校入学選抜で再募集実施を求める意見書採択・提出にかかわる陳情

【陳情第25号】 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する陳情の2件である。

【陳情第24号】

○委員長 はじめに、「陳情第24号 県立高等学校入学選抜で再募集実施を求める意見書採択・提出にかかわる陳情」を議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局

(朗読)

- 委員長 意見はないか。
- 大島委員 他市町の状況について報告願う。
- 事務局 那須烏山市が常任委員会で採択、塩谷町が本会議で採択されている。佐野市が常任委員会で不採択、那須町が本会議で不採択。常任委員会で継続審査となっているのが、日光市、小山市、さくら市、高根沢町。足利市は議長預かり。下野市は未提出。このほかの市については、今定例会で審査予定となっている。また、栃木県議会については、常任委員会で不採択となっている。
- 委員長 暫時休憩する。 (13:11)
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (13:13)
- 委員長 ほかに意見はないか。
- 宮本委員 特例校というものがあるが、ここは人口が少ないとか、入学生が少ないということを重点的に考えて特例校というものを作ったと思うので、改めてここで再募集をして新学生を求めるとするのは、少し疑問に思う。
- 大貫委員 文面としては、県の教育行政に対しての意見書ということになる。我々市とは異なる観点になる。慎重に審査をしたいと思うので、継続審査でお願いしたい。
- 大島委員 今の学校教育の現場、特に中学校等において、何か今の状態についてコメントがあれば伺いたい。
- 教育総務課長(高沢いづみ) 特段問題はないかと思われるが、陳情文書にあるような「隣接県である茨城県、群馬県、埼玉県そして福島県では」という部分、本県からも県外に進学しているお子さんもいらっしゃるというような書き方をされているが、ちなみに矢板市からは県外の県立高校に進学した生徒はいない。
- 高瀬委員 現在、私が知っている子どもたちのなかでも、県立高校しか受験ができない子、私立だったら働きなさいと言われていた子がいる。しかし今、県が進めている政策で、ある程度収入が少ない家庭のお子さんが県立に行くのとほぼ変わらない金額で私立に行けるようになってきている。また、この文面のなかにも、「普通科高校の定員は全県的に考えることが必要になったにもかかわらず、再編を考えるとときには従来の学区制・・・」とあるが、こういったことについても、もう少し調査研究してから考えていくことが望ましいと思うので、継続審査がよいと思う。
- 副委員長(小林勇治) 私は不採択。本市には県北で唯一の矢板中央高校がある。私立の経営ということを考えると、生徒に集まっていたかなければ、学校経営ということは大変厳しい状況にある。中央高校はスポーツに力を入れており、特進コースがあり学力にも力を入れている。何としても入っていただくことが前提であるので、そこに再募集という制度が入ってしまうと、私立の学校として生徒の確保が決定的にずれていくのかなという感じがしているので、そういう意味では、私としては今のままでよいのかなと感じている。
- 大島委員 いろいろ表面上は県立高校の再募集という内容かと思うが、あと少し勉強をさせていただきたいので、継続とさせていただければと思う。

○委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。これより採決する。陳情第24号は、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって、陳情第24号は、継続審査とすることに決定した。

#### 【陳情第25号】

○委員長 次に、「陳情第25号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する陳情」を議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局

(朗読)

○委員長 意見はないか。

○大貫委員 他市の状況はどうなっているか。

○事務局 矢板市以外で3市に提出されている。いずれも常任委員会の審査結果で、佐野市が不採択、那須烏山市が採択、下野市が趣旨採択となっている。

○大貫委員 趣旨採択とはどのような意味か。

○事務局 陳情文書そのものについての採択ではなく、その趣旨や考え方については理解できるというような意味である。

○大貫委員 そうすると、委員会としては趣旨採択という話だが、議会としては採択になるのか、不採択になるのか。

○事務局 委員会の報告はこのとおりされるのだと思われるが、本会議での結論については、矢板市ではこのような制度がないため、把握していない。

○大貫委員 青少年健全育成基本法というものは、今現在あるのか。

○生涯学習課長 (大谷津敏美智) 基本法というものはないが、栃木県青少年健全育成条例という県の条例がある。平成18年10月13日に出されており、平成19年4月1日から施行されている。

○大貫委員 これは、県の上位法として、国のいわゆる基本法の制定をお願いする意見書を出してほしいという意味でよいのか。

○生涯学習課長 陳情を出された方の思いは分からないが、調べたところ国会ではこのものについては平成16年に審査未了となっている。

○大島委員 期間的にずれての未了か、審査したなかでの未了か。

○生涯学習課長 調べた範囲では、平成16年3月24日に審査未了となっているところまでで、その内容について詳しくは分からない。

○副委員長 平成16年ということだが、平成25年にも第183回国会における代表質問で、中曽根弘文議員がこの問題を取り上げている。それに対する安倍総理の答弁として、「政府としてもさまざまなご意見を踏まえながら、青少年の健全育成に対する取り組みを強化してま

います。」と答弁している。

○今井委員 県の育成条例は、上位法との関係なしに作られているのか。通常だと条例は何かの条文から引用したりだとか根拠があるわけだが、条例の根拠となる上位法についての明記はあるのか。

○生涯学習課長 分かる範囲での話になるが、条例の概要として出されているものと、条例の本文があるが、見る限りはどこかの上位法を基に作ったというものではないようである。

○大島委員 これを素直に読めば、願意は理解できると思う。

○今井委員 願意はよい。

○大島委員 矢板市にもこれと似たような組織があり、その活動を行政にお願いしてやっていると。国に対してこのような基本的な部分ができるということは害にはならないと思っているので、採択としていただきたい。

○副委員長 私も願意妥当で採択としたい。この基本法について、先日、全日本青少年育成アドバイザー連合会が2泊3日であった。その際会長のほうから、この青少年育成基本法について参議院議員の上野通子氏のところに陳情に行きお願いしてきたということで、各地区でも活動していただけるように、みなさんにもお話いただきたいということであった。いろいろな団体からこの基本法を求める働きかけがあるという観点からも、この陳情については願意妥当と感じている。

○委員長 暫時休憩する。 (13:32)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (13:36)

○委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。これより採決する。陳情第25号は、採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって、陳情第25号は、採択とすることに決定した。

#### 【閉会中の継続審査の申出】

○委員長 次に、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題とする。事務局の説明を求める。

○事務局 別紙「閉会中の継続審査の申し出について」(案)をご覧ください。この申し出は、議会構成が変更となってから初めての常任委員会が開催された際に、常任委員会所管の事務全般について、本会議閉会中においても継続して調査が行えるようにするための申し出である。

裏面をご覧ください。

(経済建設文教常任委員会の所管事務説明)

以上の審査事件について、継続審査の申し出を行おうとするものである。

なお、申し出は各常任委員会委員長の連名で行うのが例となっていることを申し添える。

○委員長 これより採決する。閉会中の継続審査の申し出については、別紙継続審査の申し出

のとおりとすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって、別紙の経済建設文教常任委員会に係る閉会中の継続審査事件一覧表に記載のある審査事件について、継続審査とすることに決定した。

**【委員長報告】**

○委員長 以上で本委員会に審査を付託された案件の審査はすべて終了したが、委員長報告については私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

**【閉会】**

○委員長 以上で経済建設文教常任委員会を閉会する。

(13:40)